

「共謀罪」審議

国内外の懸念に応えよ

最近明るみに出た警察の活動をあらためて振り返る。

大阪府警は盗みの疑いをかけた男性の車に、裁判所の令状をとらずにGPS装置を装着し、半年以上監視した。事件とは無関係の知人が使う車にも取りつけた。警視庁が捜査した別のケーブルでは、GPSを使った事実が外部にわからないよう、捜査資料の記載を細工した。

大分県警は昨年の参院選のとき、労働組合の事務所などが入る建物の前に無断でカメラを設置した。出入りする多くの市民の姿がそこには映っていた。

岐阜県警は、風力発電の建設に疑問をもつて勉強会を開いた住民の動きを監視し、活動にかかるわっていない人も含め、病歴などのさまざまな情報を電力会社側に複数回伝えた――。

参院で「共謀罪」法案の審議が始まった。277の犯罪につ

いて計画の段階から処罰できるようとする法案だ。政府は、捜査当局が法を恣意的・政治的に運用する」とはありえず、「一般の方々」が捜査対象になる」とはないと繰り返している。

しかし、「一般の方々」のプライバシーに踏み込み、権利を侵害する捜査が、現に各地で行なわれている。発覚しても、「正当な警察業務」として処理される例がほとんどだ。

共謀罪が包括的に導入されれば、監視や情報収集を正当化する根拠となり、その範囲がさらに広がるのではないか。

そう考えるのは「自然な」とだ。ところが衆院の審議では多くの人が納得できる説明はなく、捜査にブレーキをかける具体策も示されなかつた。

法案の修正協議が行われ、共謀罪の疑いで逮捕した後の取り調べの様子の録音・録画が、付

則に盛り込まれました。しかしそれは、制度のあり方について今後「可及的速やかに検討を加える」というものに過ぎず、むろん任意段階の捜査への歯止めにもなり得ない。

各国のプライバシー保護状況を調査・監視する国連の特別報告者が、法案への懸念を書いた手紙を安倍首相に送った。摘発の要件とされる「組織的犯罪集團」などの定義があいまいで、このあたりは市民の自由や権利が侵害されるおそれがあるという、もつともな指摘だ。

政府はこれを「一方的で不適切」と切り捨てた。批判を受けつけず、議論を拒む政権の姿勢がここにも見てとれる。

法案はこれを「解消にほど遠く、未消化の論点もたくさん残る。憲法はなぜ、二院制を採用しているのか。その意義が問われる参院審議となる。